

2 民間給与関係資料

平成 27 年職種別民間給与実態調査の概要

この報告の基礎となった東京都人事委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的及び時期

この調査は、一般職の職員（公営企業職員を除く。）の給与を検討するため、平成 27 年 4 月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

東京都人事委員会、人事院、特別区人事委員会及び道府県市人事委員会

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所

企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の都内の民間事業所のうち、次の日本標準産業分類の大分類に分類された 10,546 事業所

- (ア) 農業、林業
- (イ) 漁業
- (ウ) 鉱業、採石業、砂利採取業
- (エ) 建設業
- (オ) 製造業
- (カ) 電気・ガス・熱供給・水道業
- (キ) 情報通信業
- (ク) 運輸業、郵便業
- (ケ) 卸売業、小売業
- (コ) 金融業、保険業
- (サ) 不動産業、物品賃貸業
- (シ) 学術研究、専門・技術サービス業
- (ス) 宿泊業、飲食サービス業
- (セ) 生活関連サービス業、娯楽業
- (ソ) 教育、学習支援業
- (タ) 医療、福祉
- (チ) 複合サービス事業（中分類の郵便局に分類されるものを除く。）
- (ツ) サービス業（中分類の宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）

イ 調査対象職種

76 職種（うち初任給関係職種 18 職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 事業所の抽出

上記(3)のアに記載した調査対象事業所を、産業、規模等によって層化し、これらの層から 1,217 事業所を無作為に抽出選定した。

イ 従業員の抽出

調査事業所において、初任給関係職種以外の調査職種に該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員は、全て除外した。

ウ 調査実人員

56,341 人（うち初任給関係職種 4,515 人）

第 10 表 産業別、企業規模別調査完了事業所数

企 業 規 模 産 業	規 模 計					
		3,000 人以上	1,000 人以上 3,000 人未満	500 人以上 1,000 人未満	100 人以上 500 人未満	100 人未満
事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
農 業 ， 林 業 、 漁 業	0	0	0	0	0	0
鉱 業，採石業，砂利採取業、 建 設 業	61	8	7	19	19	8
製 造 業	196	41	40	35	61	19
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	205	24	22	27	82	50
卸 売 業 ， 小 売 業	155	25	21	18	75	16
金 融 業 ， 保 険 業 、 不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	73	26	6	8	22	11
教 育 ， 学 習 支 援 業 、 医 療 ， 福 祉 ， サ ー ビ ス 業	190	18	27	27	85	33
計	880	142	123	134	344	137

(注) 1 上記のほか、実地調査に際し、規模等が調査の対象外であることが判明した事業所等が337あった。
2 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「複合サービス事業」（郵便局に分類されるものを除く。）及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第 11 表 民間における定期昇給制度の状況

項 目 役職段階	定期昇給 制度あり	定 期 昇 給 制 度 の 内 容			定期昇給 制度なし
		自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
一 般 従 業 員	86.7 %	31.8 %	69.6 %	48.4 %	13.3 %
管理職(課長級)	77.5 %	25.5 %	63.2 %	41.7 %	22.5 %

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第 12 表 民間における定期昇給の実施状況

項 目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施				定期昇給 停 止	定期昇給 制度なし
		増 額	減 額	変化なし			
一 般 従 業 員	84.4 %	82.9 %	25.4 %	4.3 %	53.2 %	1.5 %	15.6 %
管理職(課長級)	73.6 %	72.0 %	22.8 %	3.8 %	45.4 %	1.6 %	26.4 %

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第 13 表 民間における冬季賞与の配分状況

区 分 役職段階	一定率(額)分	考課査定分
一 般 従 業 員	52.7 %	47.3 %
管 理 職 (課 長 級)	47.9 %	52.1 %
管 理 職 (部 長 級)	46.3 %	53.7 %

第 14 表 民間における特別給（賞与）の支給状況

企 業 規 模		規 模 計		
項 目			1,000 人以上	1,000 人未満
平均所定内給与月額	下半期	386,396 円	409,096 円	372,637 円
	上半期	390,609 円	419,425 円	373,485 円
特 別 給 の 支 給 額	下半期	809,794 円	963,265 円	714,357 円
	上半期	861,153 円	1,040,890 円	751,403 円
特 別 給 の 支 給 割 合	下半期	2.10 月分	2.35 月分	1.92 月分
	上半期	2.20 月分	2.48 月分	2.01 月分
	年間計	4.30 月分	4.83 月分	3.93 月分

(注) 下半期とは平成 26 年 8 月から平成 27 年 1 月まで、上半期とは平成 27 年 2 月から 7 月までの期間をいう。

備考 職員の場合、現行の年間支給月数は 4.20 月である。

第 15 表 民間における家族手当の支給状況

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	15,457 円
配 偶 者 と 子 1 人	22,526 円
配 偶 者 と 子 2 人	29,116 円

(注) 家族手当の支給につき、配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額、配偶者については13,500円、配偶者以外については、1人につき6,000円である。

なお、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、1人につき4,000円が加算される。

第 16 表 民間における住宅手当の支給状況

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
支 給	54.5 %
非 支 給	45.5 %

第 17 表 民間における再雇用制度の運用状況

フルタイムが中心	短時間が中心	どちらともいえない
77.9 %	2.8 %	19.3 %

(注) 定年年齢が60歳であり、かつ、フルタイムと短時間の両方の再雇用制度を有する事業所を100としたときの割合である。

第 18 表 民間における公的年金が支給されない再雇用者（フルタイム勤務）の給与水準の状況

	公的年金が支給される同じ職種・職位の フルタイムの再雇用者と比べて			再雇用者に 賞与を支給して いない
	同じ	高い	低い	
月例給与	86.7 %	7.3 %	6.0 %	—
年間賞与	73.0 %	5.4 %	5.3 %	16.3 %
年間給与	85.9 %	8.1 %	6.0 %	—

(注) 定年年齢が60歳であり、かつ、フルタイムの再雇用制度を有する事業所を100としたときの割合である。

第 19 表 職種別、学歴別、企業規模別初任給月額

区 分 職 種	学 歴	企 業 規 模			
		規 模 計	1,000 人以上	100 人以上 1,000 人未満	100 人未満
		円	円	円	円
新 卒 事 務 員 {	大 学 卒	205,827	205,421	206,081	205,370
	短 大 卒	177,257	* 174,207	177,975	—
	高 校 卒	162,492	* 161,506	163,142	* 162,017
新 卒 技 術 者 {	大 学 卒	205,417	211,681	204,286	199,208
	短 大 卒	184,462	* 187,550	* 193,544	* 154,883
	高 校 卒	166,968	* 164,221	169,018	* 152,442
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計 {	大 学 卒	205,714	206,833	205,563	203,350
	短 大 卒	179,770	* 177,807	182,677	* 154,883
	高 校 卒	165,088	162,845	166,928	* 158,488
新 卒 研 究 員	大 学 卒	* 212,226	* 204,854	* 217,442	—
新 卒 研 究 補 助 員 {	短 大 卒	—	—	—	—
	高 校 卒	—	—	—	—
準 新 卒 医 師	大 学 卒	x	x	—	—
準 新 卒 薬 剤 師	大 学 卒	* 220,000	* 229,000	x	—
準 新 卒 診 療 放 射 線 技 師	養 成 所 卒	x	—	x	—
新 卒 栄 養 士	短 大 卒	—	—	—	—
準 新 卒 看 護 師	養 成 所 卒	* 223,567	* 218,350	* 227,482	—
準 新 卒 准 看 護 師	養 成 所 卒	* 215,294	—	* 215,294	—
新 卒 大 学 助 教	大 学 卒	—	—	—	—
新 卒 高 等 学 校 教 諭	大 学 卒	* 214,823	—	* 214,823	—
新 卒 船 員	海 上 技 術 学 校 卒	—	—	—	—

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

2 「準新卒」とは、平成26年度中に資格免許を取得し、平成27年4月までの間に採用された場合をいう。
なお、医師については、平成24年3月大学卒業後、平成24年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、平成27年4月までの間に採用された者に限っている。

3 「x」は調査事業所が1事業所、「*」は調査事業所が10事業所以下であることを示す。

第 20 表 企業規模別、職種別平均給与額等

その１ 全 職 種

事務・技術関係職種〔規模計〕

区 分 職 種	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
		きまって支給する給与	所定内給与	時間外手当	
	歳	円	円	円	
支 店 長	52.3	834,470	834,470	0	構成員50人以上の支店（社）の長
事 務 部 長	51.9	738,287	738,287	0	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職
事 務 部 次 長	49.7	617,380	617,380	0	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
事 務 課 長	47.3	646,580	642,927	3,653	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
事 務 課 長 代 理	43.1	525,907	493,869	32,038	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職、中間職（課長－係長間）
事 務 係 長	41.6	491,231	429,677	61,554	係の長及び係長級専門職
事 務 主 任	38.6	385,713	330,695	55,018	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、中間職（係長－係員間）
事 務 係 員	35.5	351,383	302,972	48,411	
工 場 長	55.4	726,962	726,962	0	構成員50人以上の工場の長
技 術 部 長	51.9	697,693	697,693	0	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職
技 術 部 次 長	50.6	656,040	656,040	0	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
技 術 課 長	48.5	606,983	597,744	9,239	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
技 術 課 長 代 理	44.8	498,960	486,859	12,101	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職、中間職（課長－係長間）
技 術 係 長	43.1	505,396	431,893	73,503	係の長及び係長級専門職
技 術 主 任	39.7	466,616	381,166	85,450	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、中間職（係長－係員間）
技 術 係 員	32.6	350,459	282,608	67,851	

（注）1 「きまって支給する給与」、「所定内給与」には、通勤手当を含まない（第20表において同じ。）。

2 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう（第20表において同じ。）。

3 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう（第20表において同じ。）。

4 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう（第20表において同じ。）。

研究関係職種〔規模計〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
		歳	円	円	円	
研 究 所 長		55.0	934,567	934,567	0	構成員50人以上の所の長
研 究 部 （ 課 ） 長		50.2	697,069	694,516	2,553	2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長
研 究 室 （ 係 ） 長		50.7	668,479	668,351	128	構成員3人以上の室（係）の長
主 任 研 究 員		47.5	569,657	512,365	57,292	下記研究員より上位の者
研 究 員		35.6	396,667	345,231	51,436	
研 究 補 助 員		41.3	320,094	295,000	25,094	

医療関係職種〔規模計〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
病 院 長	歳	円	円	円	部下に医師又は歯科医師 5 人以上	
副 院 長					上記病院長に事故等のあるときの職務代行者	
医 科 長					部下に医師又は歯科医師 1 人以上	
医 師						
歯 科 医 師						
薬 局 長					部下に薬剤師 2 人以上	
薬 剤 師						
診 療 放 射 線 技 師						
臨 床 検 査 技 師						
栄 養 士						
理 学 療 法 士						
作 業 療 法 士						
総 看 護 師 長					部下に看護師長 5 人以上	
看 護 師 長					部下に看護師又は准看護師 5 人以上	
看 護 師						
准 看 護 師						

教育関係職種〔規模計〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支			
			給する給与	所定内給与	時間外手当	
		歳	円	円	円	
大 学 学 長		66.9	1,032,080	1,032,080	0	
大 学 副 学 長		61.1	869,933	869,933	0	
大 学 学 部 長		59.5	854,713	854,713	0	
大 学 教 授		55.3	729,015	726,145	2,870	
大 学 准 教 授		46.4	572,218	567,258	4,960	
大 学 講 師		45.1	490,390	484,249	6,141	
大 学 助 教		36.4	381,988	363,931	18,057	
高 等 学 校 校 長		60.8	912,845	912,845	0	
高 等 学 校 教 頭		55.5	731,589	731,589	0	
高 等 学 校 主 幹 教 諭		47.8	581,971	581,971	0	
高 等 学 校 指 導 教 諭		—	—	—	—	
高 等 学 校 教 諭		43.9	542,651	542,651	0	

海事関係職種〔規模計〕

職 種	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
		きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
	歳	円	円	円	
船 長 ・ 機 関 長	48.9	859,436	676,377	183,059	
一 等 航 海 士 ・ 機 関 士	38.0	820,254	751,185	69,069	
二 等 航 海 士 ・ 機 関 士	27.2	565,940	558,894	7,046	
三 等 航 海 士 ・ 機 関 士	24.5	547,100	535,891	11,209	
運 航 士	—	—	—	—	
甲 板 長 ・ 操 機 長	—	—	—	—	
甲 板 手 ・ 操 機 手	—	—	—	—	
甲 板 員 ・ 機 関 員	—	—	—	—	

技能・労務関係職種〔規模計〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
		歳	円	円	円	
電 話 交 換 手		41.4	268,983	261,678	7,305	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
自家用乗用自動車運転手		56.9	426,252	346,372	79,880	
守 衛		51.0	248,756	225,175	23,581	
用 務 員		51.7	451,415	425,267	26,148	

その２ 公民給与比較の対象職種

事務・技術関係職種〔1,000人以上〕

職 種	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
		きまって支 給する給与			
			所定内給与	時間外手当	
	歳	円	円	円	
支 店 長	52.3	851,499	851,499	0	構成員50人以上の支店（社）の長（５級）
事 務 部 長	52.4	794,481	794,481	0	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（５級）
事 務 部 次 長	49.8	679,855	679,855	0	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）（５級）
事 務 課 長	47.7	688,356	685,358	2,998	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（４級）
事 務 課 長 代 理	42.6	538,907	511,243	27,664	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）（３級）
事 務 係 長	42.2	527,460	462,570	64,890	係の長及び係長級専門職（３級）
事 務 主 任	39.8	414,966	354,230	60,736	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）（２級、一部は３級）
事 務 係 員	36.3	374,562	320,995	53,567	（１級）
工 場 長	55.4	726,962	726,962	0	構成員50人以上の工場の長（５級）
技 術 部 長	52.5	763,111	763,111	0	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（５級）
技 術 部 次 長	51.3	706,276	706,276	0	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）（５級）
技 術 課 長	49.1	633,408	624,220	9,188	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（４級）
技 術 課 長 代 理	44.7	506,746	499,284	7,462	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）（３級）
技 術 係 長	42.8	516,552	438,564	77,988	係の長及び係長級専門職（３級）
技 術 主 任	40.2	488,410	391,731	96,679	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）（２級、一部は３級）
技 術 係 員	32.6	365,071	287,416	77,655	（１級）

（注）「備考」欄の（ ）内は、行政職給料表（一）の対応級である（第20表その２において同じ。）。

事務・技術関係職種〔100人以上1,000人未満〕

職 種	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
		きまって支 給する給与			
			所定内給与	時間外手当	
区 分	歳	円	円	円	
支 店 長	51.5	670,234	670,234	0	構成員50人以上の支店（社）の長（4級）
事 務 部 長	51.3	669,480	669,480	0	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（4級）
事 務 部 次 長	49.7	570,098	570,098	0	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）（4級）
事 務 課 長	46.5	558,452	553,798	4,654	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（3級）
事 務 課 長 代 理	44.2	487,495	449,221	38,274	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）（3級）
事 務 係 長	40.6	439,945	380,642	59,303	係の長及び係長級専門職（2級）
事 務 主 任	37.1	357,700	306,883	50,817	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）（1級、一部は2級）
事 務 係 員	34.4	324,119	281,473	42,646	（1級）
工 場 長	—	—	—	—	構成員50人以上の工場の長（4級）
技 術 部 長	51.3	590,574	590,574	0	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（4級）
技 術 部 次 長	49.5	569,325	569,325	0	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）（4級）
技 術 課 長	46.6	513,976	504,078	9,898	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（3級）
技 術 課 長 代 理	45.3	470,358	437,250	33,108	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）（3級）
技 術 係 長	44.0	474,835	412,352	62,483	係の長及び係長級専門職（2級）
技 術 主 任	38.5	414,586	358,539	56,047	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）（1級、一部は2級）
技 術 係 員	32.6	337,007	278,290	58,717	（1級）

事務・技術関係職種〔50人以上100人未満〕

職 種	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
		きまって支 給する給与			
			所定内給与	時間外手当	
	歳	円	円	円	
支 店 長	—	—	—	—	構成員50人以上の支店（社）の長（４級）
事 務 部 長	50.1	605,175	605,175	0	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（４級）
事 務 部 次 長	48.4	579,061	579,061	0	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）（４級）
事 務 課 長	46.3	499,261	490,050	9,211	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（３級）
事 務 課 長 代 理	45.1	490,459	421,395	69,064	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）（３級）
事 務 係 長	41.7	400,722	362,329	38,393	係の長及び係長級専門職（２級）
事 務 主 任	37.8	328,168	291,822	36,346	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）（１級、一部は２級）
事 務 係 員	35.4	312,785	275,089	37,696	（１級）
工 場 長	—	—	—	—	構成員50人以上の工場の長（４級）
技 術 部 長	48.1	550,188	550,188	0	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（４級）
技 術 部 次 長	48.9	496,060	496,060	0	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）（４級）
技 術 課 長	44.8	486,357	481,463	4,894	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（３級）
技 術 課 長 代 理	44.8	436,049	405,919	30,130	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）（３級）
技 術 係 長	44.1	434,401	398,106	36,295	係の長及び係長級専門職（２級）
技 術 主 任	37.5	361,047	318,728	42,319	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）（１級、一部は２級）
技 術 係 員	33.0	318,519	271,231	47,288	（１級）